

公的支援の見直しの更なる強化策について

1. 必要性

本年7月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」では、

文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する

とされたことを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を早急に打ち出す必要がある。

2. 更なる強化策の概要

〔対象〕： 全ての法科大学院

〔主な指標〕： ① 司法試験の合格率（累積合格率、過去3年間の実績、未修者の合格率）
 ② 入学定員の充足率
 ③ 法学系以外の課程出身者・社会人受入れ状況
 ④ 地域配置、夜間開講状況

〔配分方法〕： 上記指標を総合的に勘案して3つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定して、公的支援の配分を決定

※加算額の算定の局面で「入学者選抜の競争倍率」を勘案し、額に反映

〔参考〕 これまでの仕組み

課題を抱える法科大学院に対し、①司法試験の合格率、②入学者選抜の競争倍率、③入学定員の充足率の3指標の該当状況に応じて、国立大学法人運営費交付金及び私学助成といった公的支援の一部を減額。

「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方について

- ◎ 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3つの類型に分類
- ◎ 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- ◎ その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

27年度

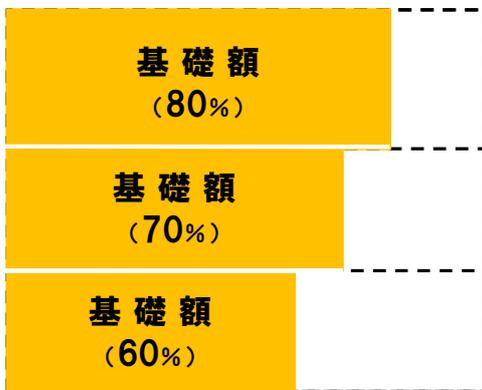
加算の可能性がある取組例

第1



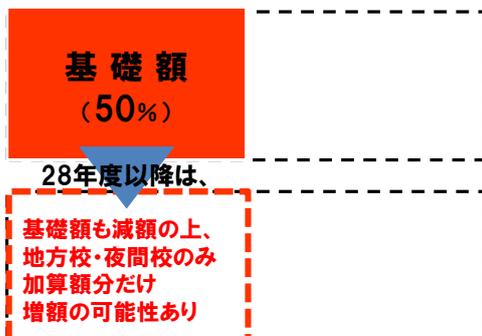
- 教育システム構築
- 教育プログラム開発、就職支援
- 他類型該当校支援プログラム

第2



- 教育プログラム開発、就職支援
- 連合、連携

第3



- 連合
(28年度以降は地方校・夜間校のみが対象)

※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

平成25年11月11日
文 部 科 学 省

法科大学院の組織見直しを促進するための 公的支援の見直しの更なる強化について

1. 趣旨

- 本年7月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（以下「閣僚会議決定」という。）では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められている。
- このため、文部科学省として、本年9月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言も踏まえ、課題が深刻な法科大学院の抜本的な組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとする。

2. 強化策の概要

- 今回、強化を行う公的支援の見直しについては、
 - ・ 司法試験合格状況、入学定員充足状況に加え、多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標に基づき、現在の入学定員充足状況の傾向を勘案し減額された基礎額を設定
 - ・ その上で、先導的な教育システムの構築や教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連携・連合など優れた取組の提案を評価して加算する仕組みとする。
- その際、見直しの対象となる公的支援について、国立大学は、国立大学法人運営費交付金のうち法科大学院に係る教員経費相当額^{※1}を、私立大学は、私立大学等経常費補助金の特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額とする。
- 下記方法に基づき、基礎額及び加算額を算出した上で両者の合計が見直し対象の公的支援の額の範囲内となるよう調整を行うこととするが、最終的な額の決定は、予算の範囲内で行うこととする。

※1 教員経費相当額は、専門職大学院設置基準上の必置専任教員数に対して一人当たりの教員給与を乗じて得られた金額を基本とする。

(1) 基礎額の設定方法について（※別表1、2参照）

○ 全ての法科大学院について、下記に掲げる4指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。

- ・ 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
- ・ 法学未修者の直近の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
- ・ 直近の入学定員の充足率^{※2}（実入学者数／入学定員）
- ・ 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）

※2 直近の入学定員の充足率の指標については、以下の特例を設けることとする。

- 原則、前年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
- この入学定員充足率を算出する際、各年6月末までに、次年度の入学定員の見直し等を行い、文部科学省に報告した場合に限り次年度の入学定員の数値を用いることができることとする。
- ただし、見直しを行った結果、次年度の入学定員が15人未満となる場合は適正な規模の教育環境を維持する観点から、入学定員の見直しを行ったものとはみなさない。

○ 上記の分類を行った際、第3に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、下記に掲げる指標を加えた5指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

- ・ 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

○ 本年6月の「法曹養成制度検討会議取りまとめ」において、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきとの指摘があることから、類型に応じて、現在の入学定員の充足状況の傾向を勘案し減額算定した公的支援の基礎額を設定する。

(2) 加算の考え方について（別表3参照）

○ 閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化に当たっては、抜本的な組織見直しの促進とともに、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築や教育プログラムの開発、企業や自治体等と組織的に連携した就職支援、他の法科大学院に対する教育支援や教育の質向上につながる法科大学院間の連携・連合といった取組の促進を図ることとする。

○ 具体的には、各法科大学院によって上記類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施しようとする場合、当該取組の提案を文部科学省に対し行うことができることとする。

- 文部科学省では、各法科大学院から提案された取組について優れた先導的な取組として評価できるものかどうかを判定するため、有識者からなる会議（以下「審査委員会」という。）を設置し、専門的な調査・審議を行うこととする。
- この審議結果を踏まえ、文部科学省において、優れた先導的な取組と評価されたものに応じて加算率を算出することとする。なおその際、前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満の場合は加算率を減ずることとする。
- 最終的には、基礎額の設定時に減額された額の合計（国立大学法人運営費交付金と私学大学等経常費補助金で別々に算出する）の範囲内で、加算額の合計が収まるよう一律の割合を乗じて加算額を調整することとする。
- なお、上記の審査に際して必要となる事項については、審査委員会において検討することとする。

3. 実施時期

平成27年度予算から実施することを予定。具体的なスケジュールはおおむね以下のとおり。

～平成26年9月末日	司法試験の結果を踏まえ、類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施しようとする法科大学院は、当該取組の提案を申請
平成26年10月～11月中旬	審査委員会における審査
～平成26年12月	国立大学について、国立大学法人運営費交付金の予算編成過程において公的支援の額が決定
～平成28年3月	私立大学について、私立大学等経常費補助金の補助金交付過程において公的支援の額が決定

【別表1】 指標と点数の関係

		指標	点数
①	司法試験の合格率	累積合格率 ^{※3} が全国平均以上	12点
		累積合格率が全国平均未満の場合	
		・ 下記以外 ・ 「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	6点 0点
②	法学未修者の司法試験の合格率	直近の合格率が全国平均以上	8点
		直近の合格率が全国平均未満の場合	
		・ 下記以外 ・ 「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	4点 0点
③	入学定員の充足率 ^{※4}	直近の入学定員の充足率が75%以上	8点
		直近の入学定員の充足率が75%未満～50%以上	4点
		直近の入学定員の充足率が50%未満	0点
④	法学系以外の課程出身者の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上 上記以外	4点 0点
	----- 又は ----- 社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上 上記以外	4点 0点
⑤	地域配置 ^{※5}	同一都道府県内に2校以下	4点
	----- 又は -----	同一都道府県内に3校以上	0点
	夜間開講 ^{※6}	実施	4点
		実施せず	0点

※3 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※4 見直し後の入学定員の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が15人未満である場合、入学定員の見直しを行ったものとみなさない。

※5 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※6 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表2】 点数と類型の関係

点数	類型
25 ～ 32 点	第 1
20 ～ 24 点	第 2A
15 ～ 19 点	第 2B
10 ～ 14 点	第 2C
0 ～ 9 点	第 3

【別表3】 類型と基礎額・加算条件及び加算条件と上限加算率の関係

類型	基礎額 (対 対象額)	加算条件 ※具体的には審査委員会で審査して判定	取組ごとの 加算率 (対 対象額)
第1	90%	<ul style="list-style-type: none"> ・早期卒業等を活用した優秀者養成コースの設定、法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的な見直し、理論と実務に精通した教員養成コースの創設など、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築 ・LL.M取得等を目的とした海外LS 留学促進、質の高いエクスターンシップ先の開拓など実務基礎教育充実を通じた職域拡大、最新の法的課題に対応した継続教育など、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発 ・企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組 ・第2、3 該当校への支援プログラム 	+5% ～ +20%
第2	A 80%	<ul style="list-style-type: none"> ・LL.M取得等を目的とした海外LS 留学促進、質の高いエクスターンシップ先の開拓など実務基礎教育充実を通じた職域拡大、最新の法的課題に対応した継続教育など、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発 ・企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組 	+5% ～ +50%
	B 70%		
	C 60%		
第3	平成 27 年度		
	50%	・第1～2 該当校との連合	+50% ～ +60%
	平成 28 年度～		
	0%	・第1～2 該当校との連合（地域校・夜間校のみ）	+50% ～ +60%

※加算額については、基礎額の設定時に減額された額の合計の範囲内で対応。

※類型ごとの加算条件に係る具体的内容については、今後、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における検討等を踏まえ、変更があり得る。

「法曹養成制度改革の推進について」（抜粋）

（平成 25 年 7 月 16 日 法曹養成制度関係閣僚会議）

第 4 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について

平成25年9月18日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

1. 検討の必要性について

- 本年7月、政府に設置されていた法曹養成制度関係閣僚会議において「法曹養成制度改革の推進について」が決定され、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示されたところである。
- この政府決定の中で、法科大学院については、
 - 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する
 - 公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策等を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得るとされており、これまでも増して、入学定員の削減をはじめとした抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが強く求められているところである。
- 本特別委員会としては、この政府決定を受けて、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保できるようにする観点から、
 - ① 課題が深刻な法科大学院について、抜本的な組織見直しを早急に促進する
 - ② 入学定員と実入学者数の差が拡大していることを踏まえ、入学定員充足率が著しく低い法科大学院はもとより、全体として入学定員の適正化を図るため、「公的支援の見直し」に関する強化策を早急に打ち出す必要があると考える。

2. 公的支援の見直し強化策について

(1) これまでの取組

- 公的支援の見直しについては、課題を抱える法科大学院を対象として、「司法試験の合格率」と「入学者選抜の競争倍率」の両方の指標に該当した場合、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金といった公的支援の一部を減額し、自主的・自律的な組織見直しを促す仕組みとして、平成 22 年から公表・実施しており、これまで 24 年度予算では 6 校、25 年度予算では 4 校の法科大学院がその見直しの対象となっている。
- 24 年 9 月には、入学定員の適正化など課題を抱える法科大学院の組織見直しを加速させるため、上記 2 指標のほかに、新たに「入学定員の充足率」を指標に追加するなどの見直しを行い、26 年度予算では 18 校の法科大学院が見直し対象となったところである。
- これらの施策を通じて組織見直しを促してきた結果、本年 6 月現在、入学定員については、26 年度予定として文部科学省に報告があった総数は約 3,800 名まで削減される見込みとなっており、前年度比約 450 名（約 11%）の減、ピーク時の 19 年度と比較して約 2,020 人（約 35%）の減となっている。また、これまで 8 校の法科大学院が学生募集停止を実施又は表明しており、うち 1 校は本年 3 月末をもって廃止となった。
- 以上のように、公的支援の見直しは、課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進してきているが、近年、法科大学院の志願者は減少の一途をたどっており、25 年度の入学者数は 2,698 人と制度創設以来はじめて 3,000 人を切り、入学定員との差も更に拡大するなど、法科大学院が置かれている環境は極めて厳しい状況にあると言わざるを得ないと考える。

(2) 今回の見直し強化策において特に重視すべき点

- このように法科大学院制度を取り巻く状況が近年ますます厳しくなっていることを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を検討するに当たっては、
 - ① 課題が深刻な法科大学院の組織見直しを早急に促す観点から、その削減額の幅や適用方法・時期について検討するとともに、
 - ② 国際化対応や民間・公務部門への人材育成、継続教育など特色ある先導的教育や教育資源を有効活用した連携・連合の推進などを通じて、司法制度改革が目指していた魅力ある法科大学院となるよう、優れた取組の支援を通じた浮揚も視野に入れて、

全ての法科大学院を対象とした上で、各法科大学院におけるこれまでの取組を通じて得られた成果等を多面的・総合的に評価する仕組みに抜本的に改めるべきである。

- その際には、特に以下の2点について検討すべきである。
 - ① 司法試験合格状況や入学状況などにおいて課題が深刻な法科大学院については、これまでも課題を解決するに至らなかったことを踏まえ、抜本的な組織見直しを求めるところを基本とする。ただし、法科大学院としてのこれまでの蓄積を踏まえた他分野への改組転換や、成果を挙げている他の法科大学院との連合といった改善策を講じる場合には、それらの取組を促進するよう配慮することが求められる。
 - ② 多くの法科大学院において入学定員を満たすことができない状況が恒常化しており、法科大学院全体としての入学定員と実入学者数の差も近年ますます拡大していることを踏まえ、個々の法科大学院における司法試験の合格状況や入学状況等の実態を評価した上で、適正な規模の入学定員となるような仕組みを設ける必要がある。

(3) 法科大学院の先導的な取組の支援を通じた改善

- 前述のとおり、法科大学院が置かれている環境は極めて厳しい状況にある一方、政府決定の中では、
 - 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始するとされている。
- これを踏まえ、法科大学院について、先導的な取組の支援を通じて、その浮揚を図る観点から、公的支援の見直しに当たっては、組織見直しの取組や先導的教育への取組の促進など、将来に向けてより積極的な改善を促すことも可能となる仕組みに改めるべきである。
- 具体的には、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築や、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発、企業や自治体等と組織的に連携した就職支援とともに、他の法科大学院に対する教育支援、教育の質向上につながる法科大学院間の連携・連合といった取組を促進することが望ましい。
- なお、上記取組の具体的な例示は、本特別委員会において引き続き検討するとともに、実際にそれらの取組が適切なものかどうかを判定するための枠組みが必要と考える。

(4) その他留意すべき点

- 今回用いる指標については、引き続き司法試験の合格状況や法科大学院への入学状況といった現行の指標を基本にすることが妥当と考えるが、それぞれの指標の具体的な評価に当たっては、法学未修者の状況を加味するなどの工夫を取り入れるとともに、地域配置や夜間開講の状況にも配慮することで、法科大学院の実態をよりきめ細かく反映できる指標となるよう工夫することが望ましい。
- その際、入学者選抜の競争倍率については、本特別委員会による従来の調査結果や見解を十分に踏まえつつ、近年の志願者減少の動向等や法科大学院の浮揚が求められている状況も考慮した扱いとなるよう工夫することが望ましい。
- また、今回の更なる強化策を受けて、学生募集停止など抜本的な組織見直しを行った法科大学院に対しては、その移行期間中、在学生在が学修していることなどに配慮するとともに、既に26年度入学者選抜の学生募集を開始している法科大学院があることに鑑み、新たな仕組みの導入に当たっては、26年度入学者選抜における混乱を招かないように配慮することが望ましい。
- なお、公的支援の見直しを更に強化することによって、課題が深刻な法科大学院に対し抜本的な組織見直しを早急に促すことは不可欠であるが、あわせて、大学教育の特殊性などを踏まえつつ、中・長期的な観点から、法科大学院制度の安定化が図られるよう配慮することが望ましい。その際には、法曹はもとより、企業や自治体等との緊密な連携・協力を得ることを通じて、法科大学院教育の更なる充実・強化につなげていくよう配慮することが望ましい。
- また、これら公的支援の見直しの更なる強化とあわせて、法科大学院に対する認証評価について、課題を抱える法科大学院が自ら抜本的な見直しを図る仕組みとして、より効果的に機能するものとなるよう別途検討する必要がある。

